

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市、五條市及び宇陀市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

五條市

宇陀市

二 調査を行った期間

天理市 平成二十四年五月十一日から平成二十五年八月十二日まで

五條市 平成二十三年五月二日から平成二十四年七月二十三日まで

五條市 平成二十四年五月二十二日から平成二十五年七月十七日まで

五條市 平成十六年七月七日から平成二十三年十二月二十六日まで

宇陀市 平成二十四年五月十一日から平成二十五年九月二十六日まで

三 成果の名称

天理市山田町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市岡口一丁目及び二丁目並びに今井町並びに岡町の各一部の地籍図及び地籍簿

五條市西吉野町西日裏の一部の地籍図及び地籍簿

五條市中之町の一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市榛原檜牧の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市山田町の一部の地域

五條市岡口一丁目及び二丁目並びに今井町並びに岡町の各一部の地域

五條市西吉野町西日裏の一部の地域

五條市中之町の一部の地域

宇陀市榛原檜牧の一部の地域

五 認証年月日

平成二十六年七月十八日